

平成 25 年度 第 2 回長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 会議概要

開 催 日 時	平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日 (木) 午後 1 時 30 分から
開 催 場 所	第 1 庁舎 8 階 第 1 委員会室
委 員 出 席 者	9 名 (欠席委員 4 名 大堀尚美委員、小林敏枝委員、山崎徹委員、小林敬正雄委員、欠員 1 名)
傍 聴 者	傍聴者 1 名 報道 0 名
事務局出席者	駒津保健福祉部長 (途中退席)、丹後障害福祉課長、障害福祉課職員 7 名
公開・非公開	公 開
分科会内容 (概要)	<p>1 開会 進行：丹後障害福祉課長 ・開会と併せて、交替委員、欠席委員の紹介及び議事の公開について説明</p> <p>2 あいさつ ・芝波田障害者福祉専門分科会会長あいさつ ・駒津保健福祉部長あいさつ (途中退席)</p> <p>3 会議事項 進行：芝波田分科会会長 (1) 長野市訪問理容・美容サービス事業の見直しについて ・事務局より説明…資料 1 【質疑応答】 (要旨) 委 員：10 月 1 日の老人福祉専門分科会で年間交付枚数を 8 枚から 6 枚にしたとのことだが、その理由はどういうことか。 事務局：理由としては、他の中核市や県内他市で、交付上限枚数が 6 枚のところが多いこと。長野市の利用実績では 85% の利用者が 6 枚以内であること。また、2 ヶ月に 1 度での理容室・美容室の利用が多いことなどである。 委 員：理美容の利用料が 5,000 円ということだが、その根拠はどういうことか。 事務局：(確認後回答) 理美容組合との契約の中で 5,000 円としている。 委 員：若い人は理美容券の利用が少ないようだが、理美容室へ行くことへの支援が必要と思うので、お願いしたい。高齢者についてはこの案でよろしいのではないか。 委 員：介護保険で全身の入浴に関して週 2 回ということになっているが、若い人にとっては少ない。洗髪に関しては、2 ヶ月に 1 回でよいと思う。 会 長：他に御意見が無ければ、事務局案に賛成ということではよろしいか。 委 員：(特になし) 会 長：では、事務局案どおりとする。</p> <p>(2) 長野市障害者就労施設優先調達推進方針の策定について ・事務局より報告…資料 2 【質疑応答】 (要旨) 委 員：市役所庁舎内での販売も対象となるのか。</p>

事務局：職員個人の購入は対象とならない。公費での購入が対象となる。

委員：今までの実績ではどのようなものがあるのか。

事務局：一番多いのが、特例子会社の（株）長野協同データセンターの測量委託、その次が印刷、その他、公民館の清掃など。

委員：市の施設がたくさんあるので、そこから発注してもらうようにしてはどうか。

委員：たくさんあっても、特定の施設に偏ったりしないか。入札などはどうなるのか。

事務局：学校や消防など多くの市の施設が対象となる。金額によっては契約課を通さずに購入できる。1者随意契約や2者見積り合わせの際、まず最初に障害者の就労施設からの調達を考えてもらう。

委員：国や独立行政法人も、同じ方向ですすすめているが、埋もれてしまうような施設もあり、どのように周知していくのか考えていかなければならない。

事務局：今後、情報収集と周知をし、更に情報の見直しをしていく。

委員：このような調達方針があることを施設にも知らせてほしい。

事務局：今後、契約を結ぶには、契約課へ資格の登録をしてもらう必要があるので、それと併せてお知らせしていく。

委員：具体的に動けるのはいつからか。また、契約の上限額はあるのか。

事務局：1月中旬には始めたいと考えている。上限額は決めていない。長野市の契約規則に則って契約する。

委員：本来の契約規則に則ったのでは（優先調達方針が）生かされないのではないか。

事務局：（契約規則の中で）50万円以下の業務委託であれば1者見積りが可能で、データ入力等であれば100万円までが可能である。そういった方法を併せて庁内へ伝えていきたい。

会長：障害者の施設ということで、作業能力が劣るので、納期には余裕を持たせてほしい。

委員：この方針は大変重要な方針であり、市や県だけでなく広く市民の皆さんも障害者施設から購入することが重要である。市民に向けて市役所内で日常的に販売するスペースも設けてほしい。

事務局：新庁舎が完成したら、担当課と検討していきたい。

委員：身体障害者福祉協会としても、第一庁舎建設に伴い販売ブースの設置を要望している。

長岡市では市庁舎にスペースが確保されている。今回の法律の対象とならない団体（障害者団体等）についても考慮してほしい。

また、この法律の対象とならない団体についても配慮してほしい。

会長：いろいろな意見が出たので、参考にして、今後の方針を策定してほしい。

4 その他

事務局：社会福祉審議会の委員の委嘱は平成23年度から平成25年度までの3年間で、今年度で終了。来年度以降の委嘱について、各団体へ改めて推薦の依頼をするのでよろしくお願いしたい。

5 閉会